



島根県報

平成25年11月29日（金）

号外 第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

【告 示】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (下 水 道 推 進 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

- (1) 災害に対応するために派遣された者を受け入れる市町村及び研修等に参加する者を受け入れる隠岐広域連合に対しても宿舎の貸与を行うことができることとした。（第22条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（市町村等への貸与）」に改め、同条第1項中「県内で定住を希望する者又は」を削り、「参加する者」の次に「、県内で定住を希望する者若しくは災害に対応するために派遣された者」を、「受け入れる市町村」の次に「又は研修等に参加する者を受け入れる隠岐広域連合」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の貸与に係る手続その他必要な事項は、第6条から第18条までの規定にかかわらず、知事が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第790号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「肥料原料化業務」という。）」の次に「、下水汚泥炭化製品化業務（以下「炭化製品化業務」という。）」を加える。

第2条第2項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 炭化製品化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可（炭化業務に係るものに限る。）を受けていないもの

第3条第1項第1号中「肥料原料化業務」の次に「、炭化製品化業務」を加える。

「

様式第1号中

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥肥料原料化業務	
--	------------------------------	--

を

」

「

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥肥料原料化業務
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥炭化製品化業務

に改める。

」

様式第3号の2中「・下水汚泥肥料原料化」を「・下水汚泥肥料原料化
・下水汚泥炭化製品化」に改める。

附 則

この告示は、平成25年11月29日から施行する。